

平成30年8月15日  
横浜市港湾局

## 第1回横浜市大さん橋等指定管理者選定評価委員会

### 会 議 次 第

- 1 開会のあいさつ
- 2 委員紹介及び委員長選出・委員長代理指名
- 3 議事
  - (1) 会議及び会議録の公開について
  - (2) 評価基準及び評価項目等について
  - (3) 今後のスケジュールについて
  - (4) その他

#### 【配付資料】

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| ○会議次第                      | …資料 1   |
| ○横浜市大さん橋等指定管理者選定評価委員会委員名簿  | …資料 2   |
| ○横浜市の港湾施設の指定管理者選定評価委員会運営要綱 | …資料 3   |
| ○横浜市指定管理者第三者評価について         | …資料 4   |
| ○横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱       | …資料 5   |
| ○評価基準・評価項目・評価報告について        | …資料 6   |
| ○評価点の考え方について               | …資料 7   |
| ○評価シート（案）                  | …資料 8   |
| ○評価項目一覧表（案）大さん橋            | …資料 9-1 |
| ○評価項目一覧表（案）臨港パーク等関連施設      | …資料 9-2 |
| ○評価項目一覧表（案）日本丸メモリアルパーク     | …資料 9-3 |
| ○今後のスケジュールについて             | …資料 10  |

## 横浜市大さん橋等指定管理者選定評価委員会委員名簿

氏名	役職等
池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科 教授
沖野 智子	沖野智子公認会計士事務所 公認会計士
竹本 孝弘	東京海洋大学学術研究院海事システム工学部門 教授
横内 憲久	日本大学理工学部 名誉教授
若林 史郎	横浜商工会議所 常任参与

(敬称略 五十音順)

## 横浜市の港湾施設の指定管理者選定評価委員会運営要綱

制 定 平成25年 3 月 1 日港湾経第872号（局長決裁）  
最近改正 平成29年 4 月 1 日港湾物運第336号（局長決裁）

## （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市港湾施設使用条例（昭和24年 9 月横浜市条例第49号。以下「条例」という。）第21条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

## （審議項目）

第 2 条 委員会は、港湾施設の指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の選定（以下「選定」という。）、指定管理者による港湾施設の管理の業務に係る評価（以下「評価」という。）等に関し、次の事項について市長に意見を述べる。

- (1) 選定手続きの細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項及び審査要項の内容
- (4) 指定候補者の選定に関する審査
- (5) 指定候補者及び次点候補者の選定
- (6) 評価基準
- (7) 評価の決定
- (8) 指定管理者の指定の取消し
- (9) その他市長が指定候補者の選定、評価等に必要と認める事項

## （委員会の名称及び委員）

第 3 条 委員は市長が委嘱する。

- 2 委員は、学識経験者、港湾関係者及びその他市長が必要と認める者をもって充てる。
- 3 委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長は、その委員の職を解くものとする。
- 4 委員の解職又は辞職などにより委員会の進行に支障が生ずる場合は、市長は新たな委員を委嘱することができる。
- 5 委員名及び役職等は公募要項等で公表する。

## （委員長）

第 4 条 委員会に委員長を 1 名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

## （委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、第4条第2項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員（委員長を除く。）の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員会は、委員長が必要であると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くこと及び資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、委員会の会議は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。

3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した団体を選考対象外とする。

4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後ももらしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りでない。

5 委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び指定管理者が公表した情報については、この限りでない。

(報告)

第9条 委員会は、指定候補者及び次点候補者の選定、評価の決定等を行ったときは、速やかに選定の結果を市長に報告する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、条例別表第1の2の左欄に掲げる委員会のうち、横浜市物流等関連施設等指定管理者選定評価委員会については港湾局物流運営課に、横浜市大さん橋等指定管理者選定評価委員会については港湾局賑わい振興課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日港湾物運第336号）

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 【横浜市指定管理者第三者評価について】

### 1 目的

横浜市の指定管理者制度の運用におけるモニタリング及び評価は、PDCA サイクルに基づくマネジメントシステムの一環である「Check: 評価」の役割を担うプロセスに位置づけられる。

ここで、モニタリングとは、「施設の管理運営の水準等について、日常的・継続的に確認を実施すること」とし、評価とは、「施設の管理運営の水準等について、日常のモニタリングプロセスとは別に、一定の方法・様式等を定めて、定期的に、協定に対する達成状況等を測定すること」とする。

モニタリング及び評価の目的は、運営上の課題等を発見し、施設の管理運営にフィードバックし、施設の管理運営状況を向上させることにある。

### 2 第三者評価機関・選定評価委員会による評価

横浜市における第三者評価は、市及び指定管理者とは異なる客観的な視点に立って、管理運営水準の向上を目的に実施している。

実施方法としては、施設の特性によって、指定管理者第三者評価機関による評価、福祉サービス第三者評価、及び選定評価委員会による評価の3つの方式を導入している。

- ① 地区センター等の市内に多数設置されている施設（約 300 施設）  
一定の条件を満たす団体を評価機関として市が認定し、評価を実施
  - ② 福祉サービス第三者評価の対象となっている施設（15 施設）  
福祉サービス第三者評価により評価を実施
  - ③ 美術館・市営住宅等の高い専門性を有する施設（約 600 施設）  
外部委員で構成される「評価委員会」を施設ごとに所管課が設置し、評価を実施
- 【港湾局賑わい振興課管理施設】
- ・横浜市大さん橋等指定管理者選定評価委員会
  - ・横浜市海づり施設等指定管理者選定評価委員会

第三者評価を受ける義務については、各施設の設置条例で規定するほか、指定管理者と締結する協定においても規定する。

実施時期としては、第三者評価実施後の施設運営に評価結果を生かす必要性和、各施設の運営が安定した時期に評価する必要性を考慮し、指定期間が5年の場合、原則として2～3年目に実施し、以降の運営水準の向上に活用することとする。

## 横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱

制 定 平成12年 6 月

最近改正 平成24年 3 月

## （趣旨）

**第1条** この要綱は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づく附属機関の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （対象とする会議）

**第2条** この要綱の対象とする会議は、次に定める機関の会議とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関
- (2) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置された附属機関

## （会議開催の事前公表）

**第3条** 附属機関の会議の開催に当たっては、当該会議の開催の日前7日までに、次に掲げる事項を記載した会議案内（様式第1号）を、市役所掲示板（当該附属機関の会議が通常の場合において、区で開催されるときは、当該区役所掲示板）に掲示し、併せてホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に附属機関の会議を開催するときは、開催の決定後、速やかにこれを行うものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 傍聴を認める者の定員（公開する場合のみ）
- (6) 傍聴の申込方法（公開する場合のみ）
- (7) 問合せ先

2 前項の会議案内は、横浜市市民情報センター（当該附属機関の会議が通常の場合において、区で開催されるときは、当該区役所総務部区政推進課広報相談係）に備え置き、市民の閲覧に供するものとする。

## （非公開等の決定）

**第4条** 附属機関の長は、当該附属機関の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

2 前項の場合において、附属機関の長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

#### (理由等の会議録への記録等)

**第5条** 附属機関の会議の一部又は全部を非公開とした場合には、その旨を第8条に定める会議録に記録するものとする。

#### (会議の傍聴等)

**第6条** 附属機関の会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、附属機関は、傍聴を認めるものの定員を定めることができる。

3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、附属機関が必要と認めるときは、抽選によることができる。

4 附属機関は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

#### (会議資料の提供)

**第7条** 附属機関の会議が公開されるときは、傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等については、会場に備え、閲覧できるようにするものとする。

#### (会議録の写しの閲覧)

**第8条** 附属機関は、会議を公開した場合においては、当該会議に係る会議録（横浜市附属機関設置運営要綱第5条第3項に規定する会議録をいう。）の写し等を、会議録の確定後、担当課及び横浜市市民情報センターにおいて1年間閲覧に供するとともに、ホームページへ掲載するものとする。

#### (運営状況の報告)

**第9条** 附属機関は、毎年1回、次に掲げる事項について取りまとめ、様式第2号により、市民局長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 非公開とされた会議の議題及び回数
- (4) 各回の傍聴者数

2 市民局長は、毎年1回、附属機関の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

### (附属機関の長が選任されていない場合の特例)

- 2 附属機関の長が選任されていない場合は、当該附属機関の会議は、公開で行うものとする。この場合において、附属機関の長が選任されたときは、会議の非公開等の決定は、第4条に定めるところによる。

## 附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。